

別表に掲げる事実につき

1. 令和元年9月27日の野村不動産マスターファンド投資法人投資口に係る取引について

(1) 課徴金納付命令対象者に対し、令和元年9月分の運用の対価として、ダックスから支払われるべき金銭を1,304,786円と算出し(注1)、

(注1) 課徴金納付命令対象者が、令和元年9月分として、ダックスから受領すべき運用報酬4,013米ドル(注2)に3を乗じた後、同報酬の算定・請求日である令和元年7月1日の米ドル・円為替レートである108.38円/米ドルを乗じることで算出される。

(注2) 各四半期の初日に算定される四半期ごとの運用報酬の額を運用報酬算定期間の月数である3で除した額。

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、1,300,000円となる。

2. 令和元年10月7日の日本新薬株式会社株式に係る取引、同月8日のルネサスエレクトロニクス株式会社株式及び株式会社ディスコ株式に係る取引、同月15日の株式会社コーセイ株式に係る取引、並びに同月17日の任天堂株式会社株式に係る取引の各取引について

(1) 課徴金納付命令対象者に対し、令和元年10月分の運用の対価として、ダックスから支払われるべき金銭を1,320,060円と算出し(注3)、

(注3) 課徴金納付命令対象者が、令和元年10月分として、ダックスから受領すべき運用報酬4,072米ドル(注2)に3を乗じた後、同報酬の算定・請求日である令和元年10月1日の米ドル・円為替レートである108.06円/米ドルを乗じることで算出される。

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、各取引につき1,320,000円となる。

3. 上記1. 及び2. により算定した額の合計

1,300,000 円+ (1,320,000 円×5)

=7,900,000 円となる。